

争議行為の予告通知の公表

全済生会労働組合 上間 正彦 中央執行委員長及び全済生会労働組合 水戸病院支部 川崎 智章執行委員長から、令和2年10月23日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年10月28日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和2年11月4日（水）以降、問題解決に至るまでの期間

3 争議行為の場所

茨城県水戸市双葉台3-3-10

水戸済生会総合病院

4 争議行為の概要

同盟罷業および、怠業を含むあらゆる争議行為

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

全済生会労働組合 水戸病院支部 執行委員長 川崎 智章